

**神恵内村における文献調査報告書の説明会(神恵内村珊内地区開催分)
開催結果**

1. 日 時：2024年12月6日（金）14時00分～16時10分
2. 場 所：珊内集会所（古宇郡神恵内村大字珊内村57-27）
3. 配布資料：①説明資料(文献調査の結果報告 説明資料)
②説明資料別紙
③よくわかる文献調査結果
④結果概要マップ
4. 参加者数：14人
5. 当日の概要：
 - (1) 主催者あいさつ
 - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
 - (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部：神恵内村における文献調査の結果
 - 3部：今後の法定プロセスと概要調査について
 - (4) 質疑応答
 - (5) 国からの回答
6. 議事概要：
 - (1) 主催者あいさつ

原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、坂本と申します。

本日は、お忙しい中、「神恵内村における文献調査報告書」の説明会に、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここ神恵内村におきまして、4年にわたりまして、文献調査をさせていただいてまいりました。

この間、神恵内村の皆さまには、特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて、感謝と御礼を申しあげます。本当にありがとうございます。

この文献調査、当初の予定より大幅に時間がかかり、皆さまには、ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思えます。そういった中で、調査の結果を、文献調査報告書として取りまとめることができ、本日、皆さまに、その内容をご報告出来ますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。

これまで、神恵内村の皆さまからは、この文献調査について、あるいは私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせ、いただいております。

そういった中で、本日の説明をお聞きいただき、また縦覧等によって、報告書の内容を見ていただき、あらためて、様々なお考えや思いを持たれることと思えますので、是非とも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また専門用語が多いため、少しでも解りやすく、噛み砕いて説明をさせていただく所存でございます。

長い時間となりますが、お聞きいただきますよう、何卒、よろしく願いいたします。
 - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[別紙](#)」を参照

(3) 文献調査報告書の内容についての説明

< 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[神恵内村版](#)」4～27スライドを参照

< 2部：神恵内村における文献調査の結果 >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[神恵内村版](#)」28～70スライドを参照

< 3部：今後の法定プロセスと概要調査について >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[神恵内村版](#)」71～75スライドを参照

(4) 質疑応答

①NUMO事業関連

Q：特定放射性廃棄物は地層処分することで国際的に協議されたのか。他国に処分してもらうことは可能なのか。

A：・処分方法について、最終的には地層処分が採用されていますが、一番最初から地層処分が選ばれていたわけではなく、以前は海洋投棄が本命視されていました。

・世界各国は、自国で発生した原子力の廃棄物を海洋投棄しようと思っていましたが、1975年に国際条約であるロンドン条約が定まり、海洋投棄は禁止されました。そのため、海洋投棄しようとしていた各国は違う方法を探さなければいけない状況になりました。

・その中で日本は、翌年の1976年から、国の原子力委員会による自分の国で地層処分できないかという観点から研究を始めたという経緯があります。世界各国も同様に海洋投棄ができなくなり、地層処分を念頭に取り組みが始まりました。国際的に協議をされたのは、その1年後の1977年になりますが、OECD/NEAという経済協力開発機構の原子力機関、この国際的な機関が「高レベル放射性廃棄物については地層処分するのが一番有効な方法だ」という報告書をまとめ、それ以降、世界各国でこれを進めるために取り組んでいます。

・また、他国に処分してもらうことは可能なのか、ということにつきましては、IAEA（国際原子力機関）という機関が国際条約を定めています。2001年になりますが、高レベル放射性廃棄物については、どこかの国にということではなく、それぞれの国が自国で処分することが妥当であるという国際条約が定まり、日本もそれに加入していますので、どこの国も自分の国で処分をするという形で取り組んでいます。

②NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q：他国では地下450メートルのところに処分するようですが、なぜ日本は地下300メートルなのか。

A：・フィンランドの例は、400から450メートルに処分しますので、ご質問いただいた方のご認識どおり計画されています。日本の300メートルという数字は、法律ができたときに諸外国の検討状況から設定された、最小の深さです。

・300メートルよりも深いところということが法律で決まっています。具体的には地質を調査し、処分に適した深さに処分することになります。深ければ深いほどいいのではと思われるところもありますが、深いと逆に地温が高くなります。人工バリアという、廃棄物を鉄で覆ったり、粘土で覆ったりしますが、粘土の特性が変わるということも考えられますので、深ければ深いほどいいというものでもないということです。

・NUMOでは、どうやって地層を調べて、どういった施設を置いて、安全性はどうなんだろうということをまとめた技術的なレポートを出しました。その中には、500メートルと1000メートルを対象にした検討もしています。これは処分場によって、どういう条件かというのが色々分かりますので、決め切ってはいませんが、例えば、500

メートルとしたらどうだろう、1000メートルとしたらどうだろうということも検討しました。

- ・いずれもちゃんと処分ができる施設を作れるし、安全も確保できるだろうという見通しを得ています。ご質問の300メートルというのは最小だということで、実際には調べてから決まっていくとご理解いただければと思います。

Q：北海道条例の話がありましたが、この条例の中に、現時点ではその処分方法の信頼性に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分に確立されておらず、その試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要があると記されているが、処分方法は十分確立されていると思うがどうか。

A：・NUMOにおきまして、技術的な検討を日々行っております。処分方法は十分自信を持って、処分できるものと私は思っています。先ほど技術レポートと言ったものは、報告書の名前でいうと、包括的技術報告書という名前です。こちらは、私どもが報告書をまとめ、日本原子力学会に審査してもらいました。その審査してもらった後、コメントを反映して報告書をまとめたのが2021年の2月です。国内の原子力学会だけではなく、国際的なレビューも受けようということで、OECD/NEAで専門家を集めてもらい、国際的なレビューも受けました。色々コメントがありましたが、基本的にはこのレポートに書かれていることは信頼をおけるという評価もいただきました。

- ・2000年にできた条例であり、それからもう20何年たっています。この期間に、NUMOも2000年に設立し、法律もできています。事業が進められる法律ができたり、NUMOも設立したりというのが同じタイミングでありました。その後24年たち、レポートも出し、国際的に認めてもらっている技術力にあると私も自負しております。
- ・それから、諸外国を見ますと、かなり事業としては進んでおり、スウェーデンではこの10月には地上施設の建設が安全当局から許可されています。それから、フィンランドでは、建設の許可がすでに下りて建設をしていて、安全当局から操業の許可をもらうための申請をしています。フランスでは、昨年安全審査の申請を安全当局に出しています。世界もどんどん本格的な事業に向けて動いている。こういったところは常に情報交換しており、どういう検討をしているのか共通して情報交換していますので、今のこの段階において考えますと、私どもとしては十分安全に処分できる方法はあるというふうに考えております。

③文献調査報告書の内容関連

Q：次の概要調査時に確認する項目が多くありましたが、次に進まなかった場合、調査しないのか。

A：・概要調査に進まなかった場合については、調査はしないこととなります。

Q：せっかくここまで調査したのに、他に利用することはできないのか。例えば災害対策とか。

A：・本日、文献調査報告書を説明させていただきましたが、こちらの報告書は本文だけではなく、例えば噴火、地震、活断層など、個別の分野ごとの詳しい説明書も作成させていただいています。また、地質図もあります。

- ・こういったものを災害対策などにご活用いただくことはできるのではないかと考えています。

Q：文献調査と概要調査を一本化すべきでは。

A：・法律には、文献調査は概要調査地区を選定する調査、概要調査は精密調査地区を選定する調査と書かれています。我々としては、この法律に則って調査を進めさせていただいています。

Q：概要調査で、珊内と神恵内の熊追山を調べるのか。

A：・珊内川中流の岩脈と熊追山のことを指していらっしゃると思いますが、こちらについては概要調査に進んだ場合、調べることになります。

Q：説明を聞いた限り、神恵内村の概要調査対象地区は第四紀以降、地層にあまり変化がない地域という理解でよいか（今のところ）。

A：・文献調査をさせていただいた限りでは、第四紀の未固結堆積物などに概要調査で特に確認する事項がありますが、自然現象に関しては、噴火に関する事以外はないといった状況です。例えば地震・活断層や、隆起・侵食などです。お答えとしてはそういった状況であるということとなります。

Q：大陸棚を調査対象としているが、神恵内村では地層処分場所が海底になる可能性があるということか？

A：・海域については、積丹岳から15キロメートル以内の範囲を除き、海岸から15キロメートル以内の大陸棚を概要調査地区の候補としてお示しさせていただいています。

Q：概要調査地区の地形に平地はないと思いますが、地上施設の建設は可能なのか？

A：・地上施設については、最終処分法の要件の対象となっておりません。最終処分法の要件では地下施設のみが対象となっております。したがって、地上施設は火山から15キロメートル以内の範囲であっても、操業中の安全性を確認できるようなところであれば、必ずしも建設できないわけではないということになります。

(5) 国からの回答

・本日はご参加いただきありがとうございます。神恵内村の皆様には、文献調査を受け入れていただき、また対話の場等を通じこの問題に向き合っていただき本当にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

Q：処分技術が確立されているのかどうか。

A：・NUMOからご説明いただいたとおり、事業実施主体のNUMOとして、処分を実現できるという自負があるという状況になっていると思っています。先程ご説明にもありましたが、2000年の頃に日本でも地層処分できるということをしてJAEAが取りまとめ、それを原子力委員会がオーソライズし、日本でもできるということで地層処分に向けた取り組みがスタートしました。

・その後も、東日本大震災であるとか、皆さんがご不安に思うような、そういう大きな災害がございましたが、その後も国の審議会で、この変動帯の日本でも地層処分ができるかということをして改めて評価、確認をし、地質関係の学会から推薦された専門家の方々でご検討いただき、結果として日本でもこれは実現できるという回答もいただいています。

・その上で処分技術そのものも、先程のご説明にありましたように、北海道も幌延深地層研究センターがありますが、それ以外にも岐阜の瑞浪の研究所、さらにはその他研究機関でNUMOも含め、地層処分の技術の開発というのは、制度ができてからの25年間ずっと続けてきていて、もちろんさらに信頼性を高めていくという意味で、引き続き研究をしなければならない部分があると思っていますが、日本で地層処分に向け取組を進めていくだけの実力はもうできているということだと思っています。

Q：条例の中で処分方法が十分確立されていないとたわれているということで、一方で処分技術が確立されているということであれば、条例制定者である北海道側に対して尋ねる必要があると思うが、どうでしょうか。

A：・国で条例を作っているわけではないので、その条例の細かな文言の解釈権は、北海道側

にあると思います。我々としては、今申し上げたように、日本で地層処分できるだけの技術基盤ができてきていると思っていますので、それについてはしっかりとご説明をしてまいりたいと思っています。

Q：(NUMOの回答への補足) 平地はないと思うが、地上施設を作れるのか

A：・15キロ以内という要件は地下施設の話ですという回答がありました。これは間違っていないませんが、最終処分法の処分地選定プロセスでは、地下深くで長期に安定的に物を閉じ込められる場所を探していこうというところで、その要件として、火山の影響がない範囲とか、そういう形で処分地選定をしています。主に地下の話について、規定している話なのはそのとおりです。

- ・一方で、実際に地上施設、地下施設を含めて処分場として一連の処分施設として動かしていく際には、当然、原子力規制委員会の安全規制の審査を受けることになります。その際に、地上施設についてどのような規制になってくるのかということも、その影響を受けることになると思います。ただ、地上施設というのは操業期間50年とかそういうオーダーの話。一方で、地下施設というのは、10万年という長期間の安全性をいかに担保するのかということですので、当然その安全確保の考え方というのは違うと思いますので、火山の影響であるとか、そういったものは主に地下の方に効いてくる話であらうと思っています。いずれにせよ、安全規制当局とも今後議論をしていく部分と思っています。

Q：(NUMOの回答への補足) 文献調査と概要調査、一本化すべきではないか。

A：・最終処分法の中で3段階のステップ、それは文献調査、概要調査、精密調査というステップが組み込まれていますが、この思想としては、技術的に長期の安定性を確保できるところを絞り込んでいくという考え方だと思っています。

- ・そのため、まずは既存文献で大きくまず調べてみる。その結果を踏まえて、実際に掘ってみて、できそうであるということさら確認する。最後は地下の施設をつくって確認する。この3段階のプロセスは必要であらうと思っています。その期間というのは、地域の皆様のご理解を得ていく貴重な時間だと思っています。
- ・最終処分の事業は、建設から埋めるまで、100年というオーダーの事業ですので、地域の声を丁寧に聞きながら取り組んでいくものと思っています。そういう意味でも、この3段階の調査ステップを丁寧に進めながらやっていくべきと思っています。

Q：国から意見照会をした結果、市町村長と道知事の意見が異なった場合、どちらを採用するのか。どちらかが否であれば概要調査に進まないのか。

A：・最終処分法の条文ベースで申し上げれば、概要調査地区等を選定する際には、知事と市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重するというようにしています。なので、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。先程申し上げたように100年にも及ぶ事業ですし、地域の皆様のご理解なくして無理やり進めていっても、それは続いていかない話だと思っていますので、我々としては丁寧にご理解を得ていくことが重要と思っています。

Q：今回の文献調査の結果、神恵内村の地層等の状況が解明されたことを評価したいと思うので、是非、より細部にわたる評価が得られ、そのことによって防災や教育など多くの分野に活用できると思うので、概要調査に進んでほしい。

A：・防災であるとか教育、こういったものにも活用していける話だと思っていますし、ご理解いただけるなら、神恵内村において、ぜひ本件を進めさせていただきたいと思っています。先程の問いにも絡みますが、やはり我々これから北海道知事も含めて、道内、それから全国、国民の皆様に本件についてご理解を得ていく取り組みを、法定プロセスと並行して集中的にやっていきたいと思っています。その際に、改めて強調してお伝えしてい

きたいところは、この日本を、この原子力発電を、1966年から使い、その恩恵にあ
ずかり、高度経済成長も経験してきたということだと思います。そのため、この原子力
発電を利用してきた、恩恵を受けてきた我々の世代が、この問題については責任を持っ
て解決をしなければならないと思っています。もちろん、人によっては将来違う、より
良い処分方法ができるかもしれないとか、核種変換ができるかもしれないと言う方はお
られるわけですが、その不明確な将来に期待して、今の段階で何もやらないというのは、
やはり我々の世代として無責任であろうと、我々としては、今実現可能な方法である地
層処分、これを前提に処分地選定を進めていく、これが我々の世代の責任であろうと思
っていますし、高橋村長からも様々な場面でそういうご指摘を頂戴しているところだと
思っています。我々としては、これから道内、全国に向けて理解活動をやっていく中で、
こういった基本的な考え方、我々の世代の責任というところを改めて訴えかけていき
たい。その上でご理解を得られればと思っています。

以 上

7 会場でいただいた質問票について

(1) いただいた質問票とその回答

① NUMO事業関連
Q 1: 特定放射性廃棄物は地層処分することで国際的に協議されたのですか？他国に処分してもらうことは可能なのでしょうか？
A 1: 【地層処分が現在において最も適切な処分方法であることが国際的な共通認識となっています。また、海外で処分することはできません。】 <ul style="list-style-type: none">・地層処分が現在において最も適切な処分方法であることが国際的な共通認識となっています。当初は海洋投棄が有力な処分方法として議論されていましたが、1975年にロンドン条約が結ばれ海洋投棄が禁止されました。翌1976年に原子力委員会より地層処分を基本的な方針とすることが決定され、その方針に従って研究開発が進められてきました。その1年後の1977年にOECD（経済協力開発機構の原子力機関）が高レベル放射性廃棄物の処分について地層処分が有効であると報告書をまとめました。・1999年に核燃料サイクル開発機構から、報告書「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性－地層処分 研究開発第2次取りまとめ－」が公表され、日本の地質環境における地層処分の技術的な成立性及び信頼性が示されました。・他国での処分については、日本も締結している国際原子力機関（IAEA）が策定した国際条約「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」において、放射性廃棄物は「発生した国において処分されるべき」と規定されており、最終処分法でも国内で処分することを前提としています。日本で発生した放射性廃棄物は、日本国内で処分することが、原子力を利用してきた我々の責務であると考えています。
② NUMO事業関連のうち技術的なもの
Q 1: 他国では、地下450m⇒フィンランド？ の所に処分するようですが、なぜ日本は地下300mなのですか？
A 1: 【諸外国における深度に関する検討状況等を考慮し、地下300mが最小限必要な深さとして最終処分法で規定されています】 <ul style="list-style-type: none">・フィンランドはオルキオトという場所に、地下400～450mの深さに処分場を設置する計画を進めています。深度は、地表の生活環境から距離を取る意味がありますが、深ければ深いほど良いというものではありません。深くなれば地温の上昇により人工バリアの緩衝材が変質する恐れがあるからです。なお、300m以深における適切な処分深度については、処分場の候補となる地域の地質環境特性等を鑑みて設定します。
Q 2: 先程北海道条例の話がありましたが、この条例の中に「現時点ではその処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。」と記されているが、①処分方法は十分確立されていると思うがどうでしょうか？②また、「その処分方法の試験研究を進める必要がある」と記されているが、現在、処分方法は国において、深地層処分をすることを推進する方針であると思うが、条例制定者である北海道側に対して尋ねる必要があると思うがどうでしょうか？
A 2: 【NUMOの技術能力は国際的にも信頼がおけると評価されています。技術的信頼性の更なる向上に向け、国・関係機関と連携して取り組んでまいります。】 <ul style="list-style-type: none">・NUMOでは、技術レポート（包括的技術報告書）を作成し、日本原子力学会のレビュー審査を受けた後、2021年2月に報告書として取りまとめました。国内の原子力学会だけではなく、国際的なレビューも受けています。レビューの結果、「NUMOが十分に包括的にセーフティケースを作成したことを認める」、「サイト評価に使用される方法論とツールを含めて国際的な慣行と整合するセーフティケースの開発能力と成熟度を実証している」、また「日本

の地質学的背景を考慮した上でその実現可能性の要素が実証された」といった評価を頂き、基本的にはレポートに書かれていることは信頼がおけると評価を得たものと認識しています。

- ・さらに、諸外国でも事業は進んでいます。スウェーデンでは10月に地上施設の建設が許可されています。フィンランドでは既に建設中であり、操業に向けた申請が行われました。フランスでは昨年、安全審査の申請を出しています。これらの国と、常にどのような検討をしているか、情報交換もしています。

③ 文献調査報告書の内容関連

Q1:

説明をきいたかぎり、神恵内村の概要調査対象地区は第4紀以降（200万年ぐらい）地層にあまり変化のない地区という理解で宜しいですか？（今のところ？）

A1:【珊瑚内川中流の岩脈や、熊追山、第四紀の未固結堆積物については、更に調査の必要があります。その他の事項については、変化が全く無い訳ではありませんが、避けるべき基準には該当しませんでした】

- ・文献調査の結果、避ける場所として第四紀火山である積丹岳などが、また概要調査で特に確認する事項として、珊瑚内川中流の岩脈や、熊追山、第四紀の未固結堆積物が確認されました。概要調査に進んだ場合、これらの事項が影響を与えると考えられる範囲を除外することで、精密調査地区を選定します。また、地震・活断層や隆起・侵食などについては、自然現象なので変化が全く無い訳ではなく、例えば隆起侵食については、避けるべき基準には該当しませんが、内陸部では過去10万年で最大160m程度の侵食が生じていることが確認されています。

Q2:

文献調査で珊瑚内と神恵内の熊追山をつぎに進む時、調べるのか？

A2: 概要調査段階で調査させていただきます。

Q3:

次の概要調査時に確認する、しない項目が多くありましたが、次にすすまなかった場合、調査しないのですか？

A3: 概要調査に進むことができない場合は調査いたしません。

Q4:

折角ここまで調査したのに他に利用することはできないですか？例えば災害対策とか？

A4:【災害対策などに活用いただけるのではないかと考えています】

- ・文献調査報告書には、地震・活断層や噴火などに関する情報を詳しくまとめた説明書を添付しております。それらを災害対策などに活用していただけるのではないかと考えております。

Q5:

文献調査と概要調査を一本化すべきでは？

A5:【法律に則って調査を進めさせていただきます】

- ・法律では、文献調査は概要調査地区を選定する調査となっており、概要調査は精密調査地区を選定する調査としています。我々としては法律に則って調査を進めさせていただきます。

Q6:

概要調査範囲の地形に平地は無いと思いますがP14のような地上施設の建築は可能なのか？

A6:【平地でなくとも切土・盛土などによる敷地造成や、施設の地下化、半地下化といった対応が考えられます。】

- ・なお、火山から15キロメートル以内の範囲といった要件は地上施設ではなく、地下施設を対象としています。

Q7:

大陸だなを調査対象としているが、神恵内村では地層処分場所が海底になる可能性があるという事か？

A7:【沿岸海底下への地層処分については国の研究会においてその技術的可能性があることが示されているため、調査範囲に含めています。】

- ・沿岸海底下での地層処分については、2016年に国の研究会で検討が行われ、「段階的な処分地選定調査、工学的対策および安全評価を適切に行うことによって、安全に地層処分を行うことは技術的な実現可能性がある」とされています。NUMOとしては概要調査地区の候補として海岸から15km以内の大陸棚としています。神恵内村の大陸棚は海岸から8～10km程度であり、その部分を概要調査地区の候補として考えています。なお、スウェーデンの低中レベル放射性廃棄物処分場は、沿岸海底下（水深約5m、海底下約50m）に設置されています（1988年より操業中）。

(2) 国への質問とその回答

Q1:

先程北海道条例の話がありましたが、この条例の中に「現時点ではその処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。」と記されているが、①処分方法は十分確立されていると思うがどうでしょうか？

A1: 【地層処分を行う上で必要となる技術基盤は着実に確立してきています。】

- ・我が国では、1976年より地層処分に係る研究開発を開始しており、その成果をとりまとめた「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」（1999年、核燃料サイクル開発機構）において、我が国地質環境における地層処分の技術的な成立性及び信頼性が示されるとともに、2000年に原子力委員会において、我が国において地層処分が技術的に実現可能であると判断されています。以降も、2014年、2024年に地質関係専門家による評価を行い、最新の科学的知見を踏まえてなお、我が国において地層処分が技術的に実現可能であることを改めて確認してきたところです。
- ・また、最終処分法制定以降、幌延深地層研究センターをはじめ、関係研究機関において研究開発が進められており、地層処分を行う上で必要となる技術基盤は着実に確立してきています。更なる信頼性の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

Q2:

②また、「その処分方法の試験研究を進める必要がある」と記されているが、現在、処分方法は国において、深地層処分をすることを推進する方針であると思うが、条例制定者である北海道側に対して尋ねる必要があると思うがどうでしょうか？

A2: 【条例にコメントする立場にありません。技術的進展について、北海道の皆様に限らず、広く発信してまいります。】

- ・北海道における条例の解釈や、取り扱いについてコメントする立場にはありません。
- ・最終処分法制定以降、幌延深地層研究センターをはじめ、関係研究機関において研究開発が進められており、地層処分を行う上で必要となる技術基盤は着実に確立してきています。更なる信頼性の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。この25年間の技術的進展については、北海道の皆様に限らず、広く発信してまいりたいと思います。

Q3:

概要調査範囲の地形に平地は無いと思いますがP14のような地上施設の建築は可能なのか？

A3: 【最終処分法の処分地選定プロセス及びその要件は、長期に安定的な地層を選定することを目的としています。地上施設については、今後策定される安全規制に依ることとなります。】

- ・最終処分法の処分地選定プロセス及びその要件は、地層処分の安全性を確保する上で必要な長期に安定的な地質環境を有する地下深部の地層を選定することを目的としたものです。
- ・実際に地上施設、地下施設を含めて処分場として一連の処分施設として建設・操業していく際には、原子力規制委員会の安全規制を満たす必要があり、最終的には、今後策定される安全規制において地上施設についてどのような規制となるのかに依ることとなります。
- ・なお、地下深部の地層が万年単位の期間の安全性を確保する話である一方、地上施設は操業期間50年程度の安全性に係る話であるため、安全確保の考え方は異なる部分もあると考えます。

Q 4 :

文献調査と概要調査を一本化すべきでは？

A 4 : 【長期に安定的な地質環境を有する場所を段階的に絞り込んでいく上で、3段階の調査が必要と考えています。】

- ・最終処分法には3段階のステップとして、文献調査、概要調査、精密調査が組み込まれています。この中で、技術的に長期の安定性を確保できる場所を絞り込んでいくものであり、このプロセスは必要と認識しています。

Q 5 :

国から意見照会をした結果（文献調査報告後）市町村長と道知事の意見が異なった場合、どちらを採用するのか？どちらかが否であれば概要調査に進まないのか？

A 5 : 【その意に反して先へ進むことはありません。】

- ・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。

Q 6 :

私は今回の文献調査の結果、神恵内村の地層等の状況が解明された事を評価したいと思うので、是非、より細部に亘る評価が得られ、その事によって防災や教育等多くの分やに活用できると思うので概要調査に進んで欲しい

A 6 : 【地域の皆様のご理解を得るべく丁寧に対応してまいります。】

- ・調査によって得られた情報は、防災や教育にも活用いただけるものと認識しています。
- ・引き続き、地域の皆様のご理解を得るべく丁寧に対応してまいります。

※ 会場で質問票にご記入いただいたご質問やご意見は、誤字や脱字も含めて可能な限りそのまま転記を行い、再現しています。

以 上